

# ○大府市下水道排水設備指定工事店処分審査委員会設置 要綱

## (設置)

第1条 大府市下水道条例（昭和63年大府市条例第30号。以下「条例」という。）及び大府市下水道排水設備指定工事店規則（平成13年大府市規則第14号）に基づき指定をした排水設備指定工事店（以下「指定工事店」という。）の違反、不誠実な行為等（以下「違反行為等」という。）に対する処分について審査し、違反行為等に対する処分に関する公正の確保を図るため、大府市下水道排水設備指定工事店処分審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

## (所掌事務)

第2条 審査委員会は、次に掲げる事項について審査し、その結果を市長に報告する。

- (1) 条例第8条の13の規定による指定の取消し又は一時停止に関すること。
- (2) 条例第5章の規定による過料の金額に関すること。
- (3) その他指定工事店の違反行為等に対する処分に関すること。

## (組織)

第3条 審査委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は大府市副市長の事務分担等に関する規則（令和3年大府市規則第2号。以下「分担規則」という。）第2条第1項第1号に掲げる事務を担当する副市長をもって充てる。
- 3 副委員長は、分担規則第2条第1項第2号に掲げる事務を担当する副市長をもって充てる。
- 4 委員は、企画政策部長、総務部長、市民協働部長、福祉部長、健康未来部長、都市整備部長、産業振興部長、水と緑の部長及び教育部長をもって充てる。
- 5 委員長は、会務を総理し、審査委員会を代表する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第4条 審査委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 5 会議は、公開しない。

## (秘密の保持)

第5条 委員は、会議の内容及び職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

## (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年11月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。